

入札条件

事業名	北葛線第2工区更新事業
履行期間	着手の日（予定）から令和17年11月15日まで ただし、土木設計業務等委託契約については、 令和10年3月15日までとする。
開札日時	令和8年11月19日 午前10時00分

今回の入札は下記の条件により行います。

- 1 **共通事項** 別記事項のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、奈良県広域水道企業団契約規程（令和7年3月奈良県広域水道企業団企業管理規程第36号）その他の法令、規則などに基づいて行います。

2 **条件事項**

入札方法	郵便	予定価格 （設計業務）	入札公告に記載
入札回数	1回	予定価格 （工事業務・再積算前）	入札公告に記載
入札保証金	入札公告に記載	低入札調査基準価格 （設計業務）	入札公告に記載
契約保証金	入札公告に記載	低入札調査基準価格 （工事業務）	開札後に公表
前払金の請求	可		
各年度における支払予定額の割合	入札公告に記載		

- 3 **入札辞退** 入札を辞退されるときは「入札辞退届」を提出してください。

○【テクリス】設計書コード

5	0	8	2	7	0	1	1	0	0	0	2	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

受注者名		契約日	年	月	日
契約金額 （内、消費税相当額 及び地方消費税相当額）	円	着手日	年	月	日
	（円）	完成日	年	月	日

- 契約書類は落札決定後遅滞なく提出してください。

1. 入札者心得

(入札の基本的事項)

第1 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）は、地方自治法、建設業法、奈良県広域水道企業団契約規程（以下「規程」という。）その他関係法令および設計書、仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾の上入札してください。

(公正な入札の確保)

第2 入札者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札者は、入札に当たっては、他の入札者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、入札金額内訳書、その他入札執行者等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはなりません。また、入札価格の決定及び入札書等の作成は、独自に行わなければなりません。

3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはなりません。

4 電子入札システムによる入札者は、電子証明書（ＩＣカード）を不正に使用してはなりません。

5 入札者は、入札執行者が実施する公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければなりません。

(入札室への立ち入り)

第3 入札者以外のものは、入札室に立ち入ってはなりません。

(入札の方法)

第4 入札者は、入札書を作成し、指定した場所に提出してください。ただし、代理人により入札するときは、委任状を提出してください。

(入札書等)

第5 入札書は封緘し、封書の表に入札書と明示し、併せて物件（又は工事、業務）の名称その他入札執行者が指示する事項を記入してください。なお、工事の入札及び入札執行者が必要と認める入札にあっては、入札金額内訳書を同封してください。

(郵便入札の入札書等)

第6 入札書等は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札者の商号又は名称、入札件名、開札日その他入札執行者の指示する事項を記載の上、入札書（工事の入札及び入札執行者が認める入札においては入札書及び入札金額内訳書）を入れ、封印等の処理をし、入札執行者あての親展としてください。

(落札金額及び契約金額)

第7 落札金額および契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10（又は100分の8）に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

(入札参加の取りやめ)

第8 入札者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができます。入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書提出後の引換え等の禁止)

第9 提出された入札書及び入札金額内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(入札の中止等)

第 10 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することがあります。また、指名競争入札において、入札辞退等により入札に参加しようとする者が 2 人に満たない場合には、入札の執行を中止します。ただし、一般競争入札においては、入札に参加しようとする者がいない場合に限ります。

(入札の無効)

第 11 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とします。

- (1) 入札件名、履行場所、入札金額、その他入札書の重要な文字等の誤脱により、必要な事項を確認することができない場合（入札金額の訂正または判読しがたいと認められる場合を含む。）、入札者の記名（企業長が別に定める記名押印に代わる措置を含む。）、が無い又は不明瞭な場合等、入札書の記載に不備がある場合
- (2) 工事の入札及び入札執行者が必要と認める入札において、入札金額内訳書の提出がない場合、入札書に記載された入札金額と入札金額内訳書に記載された金額とが異なる場合（内訳書に記載された金額の訂正または判読しがたいと認められる場合を含む。）、入札金額内訳書の各計及び合計が正しくない場合、設計図書に示された項目等、発注者が指示する項目の額を記載していない場合等、入札金額内訳書に不備がある場合
- (3) 第 6 によらない郵便入札である場合、入札執行者が指定する提出期限後に配達された入札書等である場合等、入札執行者が指定する郵便入札の方法に違反する場合
- (4) 入札に際して委任状の提出がない代理人等、入札に参加する資格がない者の入札である場合
- (5) 競争入札参加資格の確認申請書等に虚偽の記載がある場合
- (6) 同一入札者がなした 2 以上の入札である場合
- (7) 技術提案書に虚偽の記載がある場合
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札である場合
- (9) その他企業長の定める入札条件に違反した場合

(落札者の決定)

第 12 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格制度が適用される工事は、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とします。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 13 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(入札回数)

第 14 入札回数は、2 回までとします。なお、予定価格を公表する場合は、1 回とする場合があります。

2. 提出書類

(1) 基本契約

書類名	部数	注記
◎契約締結時		
1 基本契約書	※	契約締結時に契約担当者に確認してください。
2 統括責任者選任届	1部	

(2) 土木設計業務等委託契約

提出書類名	部数	備考
◎落札決定後速やかに		
1 電子契約同意書兼メールアドレス確認書 ※電子契約を希望する場合のみ。	1部	確認書の様式は企業団ホームページからダウンロードしてください。 https://www.union.nara-water.lg.jp/000000113.html
◎契約締結時		
1 土木設計業務等委託契約書 (紙契約の場合のみ) ※電子契約による契約の場合は、電子契約システムで対応	※	契約締結時に契約担当者に確認してください。
2 管理技術者通知書、経歴書	1部	…項目4参照
3 照査技術者通知書、経歴書	1部	
4 担当技術者通知書、経歴書	1部	
5 業務工程表	1部	
6 業務計画書	1部	(調査員と協議の上作成)
7 登録のための確認のお願い及び登録内容確認書〔テクリス〕	1部	…項目11参照
8 公共工事契約保証証券等	1部	…項目3参照
9 再委託(変更)承諾申請書、通知書	1部	
10 免税事業者	1部	
◎前払金請求時		…項目6参照
1 前払金請求書	1部	
2 保証事業会社発行の保証証書	1部	
◎部分払請求時		…項目9参照
1 業務部分完了報告書	1部	
2 業務成果引渡書	1部	
3 請求書・請求内訳書	1部	
◎貸与品等		
1 貸与物品、支給品受領書	1部	受領したとき
2 支給品精算書	1部	使用済み時、または年度末日
◎設計変更時		
1 電子契約同意書兼メールアドレス確認書 ※電子契約を希望する場合のみ。	1部	
2 変更契約書(紙契約の場合のみ) ※電子契約による契約の場合は、電子契約システムで対応	※	変更契約時に契約担当者に確認してください。
3 業務工程表(変更)	1部	
4 登録内容確認書〔テクリス〕	1部	変更データ分

◎履行期間延期時 1 電子契約同意書兼メールアドレス確認書 ※電子契約を希望する場合のみ。 2 変更契約書（紙契約の場合のみ） ※電子契約による契約の場合は、電子契約システムで対応 3 履行期間延長請求書 4 業務工程表（変更） 5 登録内容確認書 [テクリス]	1 部 ※ 1 部 1 部 1 部	変更契約時に契約担当者に確認してください。 変更データ分
◎完了時 1 業務完了報告書 2 業務成果引渡書 3 請求書 4 登録内容確認書 [テクリス] 5 成績評定通知先を明記し、110円切手を貼付した定型封筒	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部※	完了データ分 ※予定価格が100万円以上の業務に限る。（評定点を受注者（代表者）に通知するため。）
◎その他 ・口座振替申出書兼相手方登録依頼書	1 部	・口座を新規または変更登録するときに提出してください。 ・完了払いと前払いの口座は別口座としてください。

書 類 名	部 数	注 記
◎落札決定後速やかに		
1 電子契約同意書兼メールアドレス確認書	1 部	※電子契約を希望する場合のみ。
2 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書	1 部	※通知事項がある場合のみ。
◎契約締結時		
1 建設工事請負契約書（紙契約の場合のみ） （請負額 100 万円未満は「建設工事請書」でも可。） ※JV の場合は＜構成員数＋2 部＞提出のこと。	※	※契約締結時に契約担当者に確認してください。
※電子契約による契約の場合は、電子契約システムで対応		
2 請負代金内訳書		
3 工程表	1 部	
4 工事（事業）着工届	1 部	
5 現場代理人等通知書、現場代理人等変更通知書 現場代理人・主任技術者は経歴書添付 監理技術者・専門技術者は資格者証写し添付	1 部	・・・項目 5 参照
6 建設業退職金共済組合掛金収納書	1 部	請負額が 100 万円未満は提出不要。 ・・・項目 15 参照
7 契約保証証書	1 部	・・・項目 3 参照
8 免税事業者届	1 部	
9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項に基づく書面（表紙） ・別表 1 ～別表 3 のいずれかに必要事項を記載したもの 別表 1（建築物に係る解体工事） 別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕模様替）） 別表 3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）） ・工程表（契約締結時に工程表を提出する場合は不要）	1 部	対象工事以外は提出不要。
1 施工計画書	1 部	（監督員と協議のうえ作成）
2 施工体制台帳及び施工体系図	1 部	・・・項目 14 参照
3 登録のための確認のお願い及び登録内容確認書【コリンズ】	1 部	請負額 500 万円以上の場合 ・・・項目 12 参照
4 再生資源利用〔促進〕計画書	1 部	該当する工事の場合

<u>◎工事開始前</u> 1 配置技術者確認書 ※早期契約制度・フレックス工期契約制度の場合	1 部	<u>工事開始(指定)日の14日前まで</u> に提出
<u>◎前払金請求時</u> 1 前払金請求書 2 保証事業会社発行の保証証書	1 部 1 部	…項目7参照
<u>◎中間前金払認定請求時</u> 1 中間前払金認定請求書 2 工事履行報告書 3 添付資料(平面図、工程表及び写真)	1 部 1 部 1 部	…項目8参照
<u>◎中間前払金請求時</u> 1 前払金請求書 2 中間前払金認定請求書 3 保証事業会社発行の保証証書	1 部 1 部 1 部	…項目8参照
<u>◎部分払請求時</u> 1 請負工事既済部分検査請求書 2 工事(事業)部分払(年度精算)請求書	1 部 1 部	…項目10参照
<u>◎設計変更時</u> 1 電子契約同意書兼メールアドレス確認書 ※電子契約を希望する場合のみ。 2 工事変更請負契約書(紙契約の場合のみ) (当初契約時に「建設工事請書」提出の場合は 「建設工事変更請書」) ※電子契約による契約の場合は、電子契約システム で対応 3 工程表 4 登録内容確認書【コリンズ】 (提示) 5 出来形測量図、出来形数量算出書及び出来 形図等の関係書類	1 部 ※ 1 部	 変更契約締結時に契約担当者に確認し てください。 監督員の確認を受けること。 変更データ分 (500万円以上の工事に限る。)
<u>◎工期延期時</u> 1 電子契約同意書兼メールアドレス確認書 ※電子契約を希望する場合のみ。 2 工事変更請負契約書(紙契約の場合のみ) (当初契約時に「建設工事請書」提出の場合は 「建設工事変更請書」)	1 部 1 部	

※電子契約による契約の場合は、電子契約システム で対応		
3 工程表	1 部	監督員の確認を受けること。 変更データ分 (500 万円以上の工事に限る。)
4 工期延期届	1 部	
5 登録内容確認書【コリンズ】 (提示)		
◎完 成 時		
1 完成通知書	1 部	工事成績評定送付用
2 返信用封筒 (1 1 0 円切手貼付)	1 部	
設計金額が 2 5 0 万円以上で平成 2 4 年 6 月 1 日以降に入札公告及び指名通知した工事について、竣工検査が終了した後、工事成績評定点を受注者（代表者）に通知します。ただし、発注者が必要ないと認めた工事（鋼材等のリース代・電気料金などの工事等）については除きます。 通知事務を円滑に行うため、受注者は、通知先（受注者（代表者）の営業所）を明記し 1 1 0 円切手を貼付した封筒 1 通を、竣工時に庶務工事係に提出してください。		
3 工事記録写真、出来形管理表、出来形図、工事関係図（出来形測量図）及び工事報告書等の関係書類	1 部	
4 完成写真	1 部	
5 再生資源利用（促進）実施書	1 部	
6 廃棄物管理表（マニフェスト）の写し (提示)		
7 その他監督員が必要として指示した書類		
◎検査完了時		
1 引渡書	1 部	完了データ分 (500 万円以上の工事に限る。)
2 工事(事業) 請負代金請求書	1 部	
3 登録内容確認書【コリンズ】 (提示)		
◎手直し時		
1 修補完了報告書、修補完了届	1 部	
2 手直し写真	1 部	
◎そ の 他		
◇ 口座振替申出書兼相手方登録依頼書 (お願い) 工事代金の支払い口座については、完了払い、前払いを問わず、県内金融機関を優先してご利用くださるようお願いいたします。	1 部	・工事代金支払口座を新規または 変更登録するとき ・完了払いと前払いの口座は別口座としてください。

3. 契約の保証

落札者は、この契約締結と同時に、委託（請負）契約の債務不履行に備え、業務及び工事の完成を確保するための保証に付さなければなりません。

保証方式は**金銭的保証**とします。

- a. 保証を要する業務又は工事・・・奈良県広域水道企業団契約規程第 19 条によります。
ただし、設計業務の予定価格が 1,000 万円以上、工事業務の予定価格が 5,000 千万円以上のものは、全て対象となります。

- b. 履行保証措置・・・下記のいずれかの方法による保証を行ってください。

- (1) 銀行保証(銀行等)
- (2) 公共工事契約保証(建設業保証㈱の各社)
- (3) 公共工事履行保証(損害保険会社)
- (4) 履行保証保険契約の締結(損害保険会社)・・・保険証券を寄託のこと。

※保証（保険）期間には、契約日を含みます。

契約変更があった時

- (1) 銀行保証の場合・・・発注者に保証内容変更契約書を提出のこと。
- (2) 公共工事契約保証の場合・・・保証会社に変更契約書(写)を提出のこと。
- (3) 公共工事履行保証の場合・・・発注者に異動承認書を提出のこと。
- (4) 履行保証保険契約締結の場合・・・発注者に異動承認書を提出のこと。

ただし、変更契約により当初請負契約額の 30 % を越える増額変更となったときは、履行保証の変更手続きを行うこと。

- c. 保証金額または保険金額・・・業務委託料（請負代金額）の 10 % 以上

4. 技術者について（設計業務）

下記の者を選任して、氏名、その他必要な事項を届け出てください。

土木設計業務

- ・管理技術者・・・業務の管理及び統括等を行う者
- ・担当技術者・・・管理技術者のもとで業務を担当する者
- ・照査技術者・・・成果物の内容について技術上の照査を行う者
(設計図書に定めた場合のみ)

両者とも、特記仕様書あるいは共通仕様書に定められている資格を有した者でなければなりません。

管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。

管理技術者は、常時雇用の者で、少なくとも 3 ヶ月以上の雇用関係にある者でなければなりません。また、照査技術者及び担当技術者は、雇用関係にある者でなければなりません。ただし、照査技術者について再委託をする場合は、再委託先との雇用関係にある者でなければなりません。

5. 現場代理人及び監理技術者等について（工事業務）

受注者は下記の者を選任して氏名、その他必要な事項を届け出てください。

現場代理人、監理技術者等（監理技術者（監理技術者補佐を配置する場合は監理技術者補佐）又は主任技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができます。

監理技術者等の配置等の運用については「監理技術者制度運用マニュアル」のとおりです。

- ・ **現場代理人**・・・現場において受注者の任務の代行する者であり、工事現場に**常駐**し、その運営、取り締まり等を行います。また、予定価格（再積算を行う工事については再積算後予定価格）が1,000万円以上の工事（土木一式工事については500万円以上の工事）については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任しなければなりません。

資格＝a. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

- ・ **主任技術者**・・・建設業者は請け負った建設工事を施工するために主任技術者を置かねばなりません。工事の施工に際し技術上の管理及び指導を行います。請負代金額が**4,500万円以上（建築一式工事については9,000万円以上）は専任**でなければなりません。

資格＝a. 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

- ・ **監理技術者**・・・特定建設業者が発注者から直接工事を請け負い、そのうち**5,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）**を下請け施工させる場合は監理技術者を置かなければなりません。請負代金額が**4,500万円以上（建築一式工事については9,000万円以上）は専任**でなければなりません。ただし、専任の監理技術者補佐を置く場合は2件まで兼任できます。

資格＝a. 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者
c. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

- ・ **監理技術者補佐**・・・監理技術者が2件の工事現場を兼任する場合は、これを補佐する者を置かなければなりません。また、監理技術者補佐は専任でなければなりません。

資格＝a. 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者の資格を有する者）のうち、当該資格と同一の業種に係る一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

- ・ **専門技術者**・・・1式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするとき等は、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者を工事現場に置かなければなりません。

資格＝a. 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
b. 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者※

※ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

直接的：監理技術者資格証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（いずれも写し可）、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料によって確認します。

恒常的：上記直接的雇用を確認する資料の交付年月日等によって、個別の入札案件の競争入札参加資格確認申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることを確認します。

6. 前 払 金（設計業務）

前払金の支払いに関する規定の概要は下記のとおりです。

- a. 対象となる業務委託料または請負代金額・・・100万円以上
- b. 請求限度額・・・業務委託料または請負代金額の3/10以内
- c. 請求書類提出期日・・・契約締結後1ヶ月以内
- d. 支 払 い・・・請求書類の提出日から14日以内に支払います。
- e. 前払金の使途は当該業務の用に供するもので、下記の範囲に限定されます。

〔材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査（測量）において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費〕

※前払金専用口座について

平成17年4月からの「ペイオフ」解禁拡大に関連して、預金の全額が保険対象となる『決済用預金（無利息型普通預金）』の利用についても検討してください。

7. 前 払 金（工事業務）

受注者は、保証事業会社と保証契約を締結することにより、請負代金額の前払金を請求することができます。

ただし、早期契約、又は、フレックス工期契約制度による場合、工事開始（指定）日の14日前までは請求できません。

- a. 対象請負代金額・・・100万円以上
- b. 請 求 限 度 額・・・請負代金額の4/10以内です。
ただし、複数年度に渡る契約は、各会計年度の出来高予定額の4/10以内です。
- c. 請 求 期 限・・・契約締結後（※）1ヶ月以内に請求してください。
※早期契約制度による場合：工事開始指定日の14日前から
フレックス工期契約制度による場合：工事開始日の14日前から
ただし、残り工期が1ヶ月未満の場合は請求できません。
また、3月に発注する工事については請求できない場合があります。
- d. 支 払 い・・・請求書類の提出日から14日以内に支払います。
- e. 使 途 の 制 限・・・当該工事の用に供するもので、下記の範囲に限定されています。

〔材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。なお、平成28年4月1日以降に、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額を除き、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用も可とする。〕

※西日本建設業保証（株）奈良支店の所在地

〒630-8227 奈良市林小路町 8-1 ニッセイ奈良若草ビル4F

TEL0742-22-8093 FAX0742-27-1787

8. 中間前払金（工事業務）

既に、前払金の支払を受けた受注者は、保証事業会社と保証契約を締結することにより、請負代金額の中間前払金を請求することができます。

- a. 対象請負代金額・・・100 万円以上
- b. 請求限度額・・・請負代金額の 2 / 10 以内です。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金の 6 / 10 以内でなければなりません。また、複数年度に渡る契約は、各会計年度の出来高予定額の 2 / 10 以内です。
- c. 中間前払金と部分払いの併用・・・中間前払金は、部分払いと併用することができます。ただし、中間前払金の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中 2 回を超えることはできません。また、同一年度において、部分払の支払を受けた後には中間前金払の請求はできません。
- d. 中間前払金の請求の要件・・・次の（１）～（３）の全ての要件を満たす場合に中間前払金の請求ができます。また、工期及び請負代金額に変更がある場合は、中間前払金の認定請求の時点での工期及び請負代金額によります。
 - （１）工期の 2 分の 1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の 2 分の 1。以下同じ。）を経過していること。
 - （２）工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - （３）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の 2 分の 1）以上の額に相当するものであること。
- e. 中間前金払認定請求・・・中間前払金の支払を受けようとする場合は、あらかじめ、中間前金払いの請求の要件（上記 d（１）～（３））を満たしているかどうかの確認を受けなければなりません。認定は、原則として、請求のあった日から 7 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）に行います。
- f. 支払い・・・適正な請求書類の提出日から 14 日以内に支払います。
- g. 使途の制限・・・当該工事の用に供するもので、下記の範囲に限定されています。

材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

9. 部分払（設計業務）

下記の場合に請求することができます。請求後 14 日以内に支払います。

作業完了前に、出来形部分に対する請負代金相当額の **10 分の 9 以内**の部分払いを請求することが出来ます。

なお、**前払いを受けている場合**においては、次の式により算定します。

$$\text{請求額} = \text{出来形部分に対する業務委託料相当額} \times \left[\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{業務委託料}} \right]$$

10. 部 分 払（工事業務）

受注者は、出来高部分と一定の工事材料について、部分払の請求を行うことができます。

- a. 限 度 額・・・出来形額の 9／10 以内
- b. 回 数・・・単年度契約の場合は工期中に 3 回以内です。ただし、中間前金払の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中 2 回を超えることはできません。
債務負担行為に係る契約の場合は契約時に指示します。
- c. 出来高対象・・・下記の部分が出来高の対象となります。
 - 現場出来形部分
 - 工事現場に搬入済みの工事材料
 - 製造工場等にある工場製品
- d. 出来高検査・・・「請負工事既済部分検査請求書」の提出日から 14 日以内に確認の為の検査を行います。
- e. 支 払 い・・・請求書の提出のあった日から 14 日以内に支払います。
ただし、請求書は出来形検査完了後に提出してください。

11. 業務カルテ作成、登録 業務実績情報システム[テクリス]

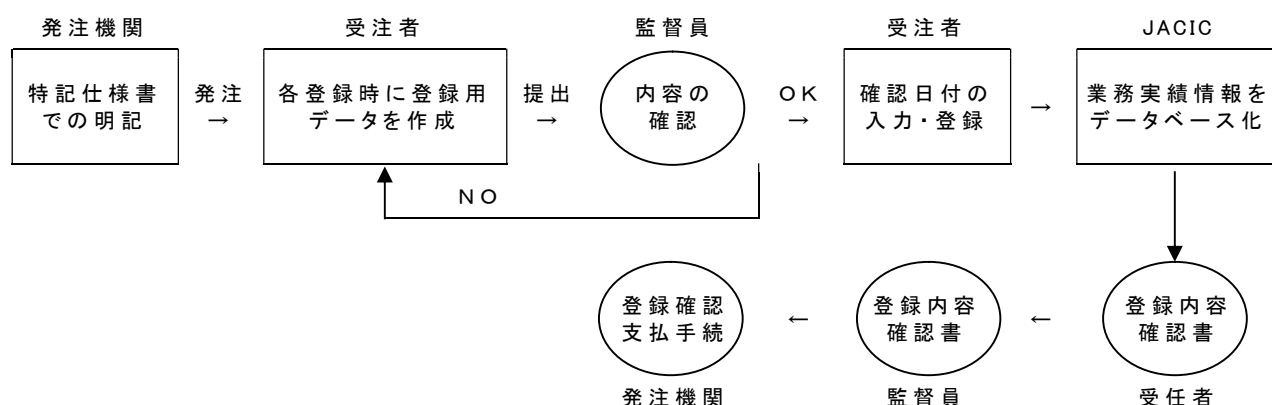
契約金額が 100 万円（消費税込み）以上の建設コンサルタント業務ならびに地質調査業務、測量関係業務、補償関係が対象となります。建築関係は登録対象外です。

受注者は、「コリンズ・テクリス登録システム」に基づき、「建設実績情報」を作成し監督員の確認を受けた後に、システムにより確認日付を入力・登録して、JACIC 発行の「登録内容確認書」を監督員に提出してください。

提出の時期は、以下のとおりです。

- (1) 契約登録時＝契約締結後 15 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）
- (2) 変更登録時＝変更時から 15 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）
- (3) 完了登録時＝業務完了後 15 日以内

1. 手続きのフロー



2. 設計書コード

当設計書のコードは表紙に記載してあります。

3. 問い合わせ先

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号 アカサセブンスアウエニュービル4階
(一財) 日本建設情報総合センター (JACIC) コリンズ・テクリスセンター
TEL. (03)3505-0440
FAX. (03)3505-2665

12. 工 事 実 績 情 報 登 録 工 事 実 績 情 報 シ ス テ ム [コ リ ン ズ]

全国の建設企業の工事实績に関わる情報をデータベース化して、一元管理することにより、日本国内の建設工事に関する客観データを、広く提供することを目的として行われています。

受注・変更・完成又は訂正時において請負代金額が500万円以上の全ての工事が対象となります。

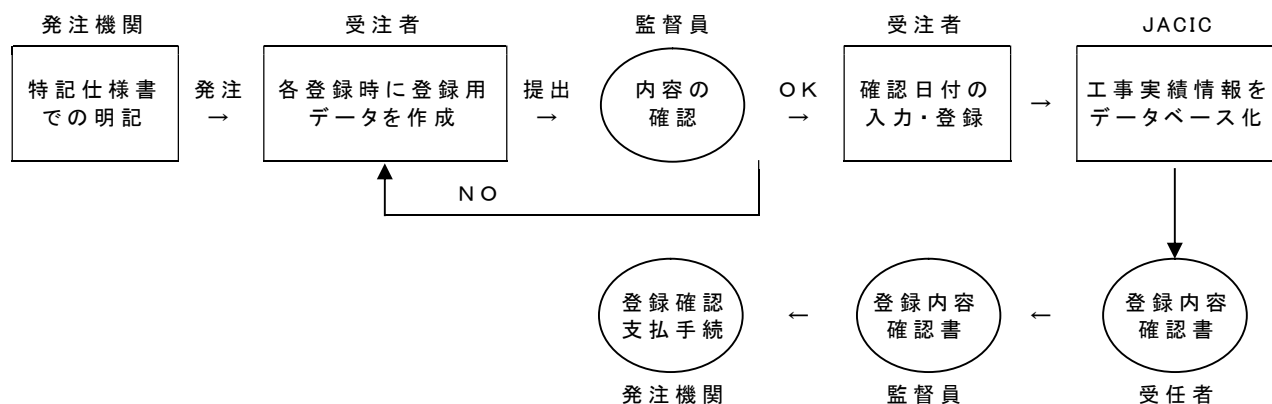
なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としません。

受注者は、「コリンズ・テクリス登録システム」に基づき、「建設実績情報」を作成し監督員の確認を受けた後に、システムにより確認日付を入力・登録して、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督員に提示してください。

提示の時期は、以下のとおりです。

- (1) 受注登録時 = 契約締結後10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）
- (2) 変更登録時 = 変更時から10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）
- (3) 竣工登録時 = 工事完成後10日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除きます。）

a. 手続きのフロー



b. 問い合わせ先

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号 アカサセブンスアウエニュービル4階
(一財) 日本建設情報総合センター (JACIC) コリンズ・テクリスセンター
TEL. (03)3505-0463 / FAX. (03)3505-8985

13. 再 委 託 等 に つ い て (設 計 業 務)

- a. 業務を一括して再委託することと、設計図書で指定した主たる部分並びに設計図書で再委託を禁止した部分について第3者に委任し、または請け負わせてはいけません。
- b. 業務の一部を第3者に委任し、又は請け負わせようとするときは「再委託（変更）承諾申請書」及び「再委託（変更）通知書」を提出してください。

14. 下請負を使用する場合（工事業務）

建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び奈良県広域水道企業団契約規程で、一括下請は禁止されているとともに部分下請についても制限を加えられています。

これに違反した者は、営業停止等の行政処分の対象となります。

工事を施工するために下請契約を締結したときは、下記のことを行わなくてはなりません。

変更・追加をしようとする場合も同じです。

○施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

○施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。

○各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

<お願い>

下請業者の選定は県内建設業者をお願いします。

15. 建設業退職金共済制度に関すること

この制度は、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るため、法律にもとづいて設けられた国の制度です。

税法上、掛金の全額が、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われるので、事業主にとっても有利な制度です。

- a. 加入手続き・・・事業所所在地の独立行政法人 勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部の支部に「建設業退職金共済契約申込書」等を提出することにより行います。

◇勤労者退職金共済機構 建退共奈良県支部の所在地
〒630-8241 奈良市高天町 5-1 奈良県建設会館内
tel 0742-22-3345 fax 0742-22-3346

- b. 証紙購入額・・・証紙購入額は工事に従事する加入対象従業者の延べ就労日数に対応する額となっています。

○加入対象従業者数と当該加入対象従業者の就労日数を的確に把握することができる場合・・・延べ就労予定数の証紙を購入してください。

○加入対象従業者数と当該加入対象従業者の就労日数を的確に把握することが困難な場合・・・次頁の表を参考に、工種は主たる工事内容として算出してください。なお、この表は労働者の加入率を 70%として算出しています。

工事種別 総工事費	土			木		
	舗 装	橋 梁 等	隧 道	堰 堤	浚 渫・埋 立	その他の 土 木
1,000～9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

（注）総工事費とは、請負契約額（消費税額及び地方消費税額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいいます。

建築、設備等の工事種別については、上記 a の勤労者退職金共済機構 建退共奈良県支部にお問い合わせください。

- c. 収納書提出・・・受注者は契約締結後、1ヶ月以内に取扱金融機関で共済証紙を購入し、掛金収納書のうち1枚（契約者が発注者へ）を提出してください。
ただし、請負代金額100万円未満は提出不要です。
- d. 標識の掲示・・・工事現場の労働者の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主
工事現場」シールを掲示してください。

9. 業務実施上の注意

- a. 各業務とも設計仕様書のほか、奈良県広域水道企業団共通仕様書
（<https://www.union.nara-water.lg.jp/0000000213.html>）に基づき細心の注意を持って業務に当たること。
- b. 業務の実施に際して、事故や住民から苦情等があったときは、直ちに監督員に報告すること。
- c. 業務実施に必要な官公庁への諸手続は、原則として受注者が行うこと。

10. 著作権について

業務成果物が著作権法に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物の引き渡し時に、奈良県広域水道企業団に無償譲渡するものとします。